	第1回横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会 会議録
日 時	平成 27 年 7 月 8 日 (水) 14 時 00 分~15 時 15 分
開催場所	松村ビル別館 6 階 603 会議室
出 席 者	齋藤委員、多賀谷委員、角田委員、芳野委員 (五十音順)
欠 席 者	岡田委員
開催形態	公開(傍聴者0人)ただし議題2以降は非公開
議題	1 委員長等の選任について
	2 応募要項等について
	3 その他
	ア 次回の日程について
	イ その他
決定事項	1 委員長は角田委員、職務代理者は芳野委員、会議録確認者は多賀谷委員及び芳野委
	員を選任した。また、議題2以降については非公開とした。
	2 応募要項等の事務局案は、各委員の意見を踏まえて修正し、最終的な文言等につい
	ては委員長及び事務局に一任することとした。
	3 第2回選定評価委員会の日程及び進め方については、事務局提案のとおりとした。
議事	事務局から会議の成立、委員会の公開について確認
	1 委員長等の選任について
	横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会要綱に基づき、委員の互選
	により角田委員が委員長に、角田委員長の指名により芳野委員が職務代理者に選任さ
	れた。会議録確認者は多賀谷委員及び芳野委員が選任された。
	なお、応募要項等に係る議題2以降については、非公開で審議することとした。
	2 応募要項等について
	事務局より応募要項案 (資料 2 )、業務の基準案 (資料 3 )、応募様式集案 (資料 4 )、
	評点表案 (資料 5) を説明した後審議し、事務局案は各委員の意見を踏まえて修正し、
	最終的な文言等については委員長及び事務局に一任することとした。
	【主な意見等】(→決定事項)
	<応募要項案>
	・評価基準項目の「3 センター事業に関する提案」については、消費生活相談に係る
	当センターにおける実際の業務量を考慮すると、「 消費生活に関する相談及び苦情の
	処理等に関する業務」の配点をもう少し高くしても良いのでは。
	・逆に「4 施設の管理・運営」は当然行うべき業務であることから、この部分の配点
	を引き下げて調整することもできるのでは。
	→「4 施設の管理・運営」の配点を $10$ 点から $5$ 点に引き下げ、「 消費生活に関する
	相談及び苦情の処理等に関する業務」の配点を 20 点から 25 点に引き上げる。

# <業務の基準案>

- ・「3 施設の運営に関する業務の基準」の「ウ 商品テスト・実習室」については、 使用実績等を踏まえて、記載内容と実態に齟齬が生じないように表現を修正する必要 があるのでは。
- → 「3 施設の運営に関する業務の基準」の「ウ 商品テスト・実習室」の記載内容を 修正する。

### <応募様式集案及び評点表案>

- →資料5の評点表において、「4 施設の管理・運営」の配点を5点に変更したことに伴う「(1) 施設及び設備の維持保全及び管理・運営への提案」と「(2) 業務に係る情報の保護・情報公開への取組」の配点の変更については、(1)と(2)を合せて5点とする。
- →合格基準については、事務局提案のとおり60点とする。

### 3 その他

(1) 次回の日程について

事務局から、第2回選定評価委員会は9月上旬に開催する予定であり、詳細な 日程については事務局が日程調整を行うこと、また、事前に応募書類の内容を基に 各委員に仮採点を行っていただきたい旨の提案を行ったところ了承された。

(2) その他 特になし。

## 資 料

#### 議事次第

- ・資料1 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会委員名簿
- ・資料2 横浜市消費生活総合センター 指定管理者 応募要項(案)
- ・資料3 横浜市消費生活総合センター 指定管理者 業務の基準 (案)
- ・資料4 横浜市消費生活総合センター 指定管理者の応募様式集(案)
- ・資料 5 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評点表(案)
- ・資料6 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会運営要綱(参考)